

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 21 新しい退職給付会計基準の規定の適用関係等

平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下、改正基準。）及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、改正指針。）が公表されたことを受けて、9 月 21 日には財務諸表等規則や連結財務諸表規則などが改正されています。

改正基準及び改正指針では複数の項目が改正されています。ただし、項目によってその適用時期等が異なっているため、注意が必要です。

そこで今回は、適用時期に応じて退職給付会計の改正項目を解説いたします。

（1）平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用される項目

平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度の年度末より、次の 3 つの項目が適用されます。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首から適用することも認められます（改正基準第 34 項）。

- ① 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法
- ② 開示の拡充
- ③ 名称等の変更

これらの改正項目でもっとも注目されているのが①の改正です。

なぜなら、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用がオンバランスされるため、これらの金額によっては貸借対照表の純資産にインパクトを与えかねないからです。

具体的には、従来オンバランスされていなかった未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用が、税効果を調整した上でその他の包括利益累計額として認識されることとなります（改正基準第 24 項及び第 25 項）。

なお、この改正については、当面、個別財務諸表には適用されません。

②及び③の主な改正内容は、以下のとおりです。②については、財務諸表等規則も改正されているため、個別財務諸表にも適用されます。

<新たに開示を求められる情報>

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産期末残高と退職給付引当金（連結財務諸表では、「退職給付に係る負債」）及び前払年金費用（連結財務諸表では、「退職給付に係る資産」）との調整表

<連結財務諸表における勘定科目の変更、追加>

- ・退職給付引当金 → 退職給付に係る負債
- ・前払年金費用 → 退職給付に係る資産
- ・その他の包括利益累計額の内訳項目に「退職給付に係る調整累計額」を追加
- ・その他の包括利益の項目に「退職給付に係る調整額」を追加

(2) 平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用される項目

平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首より以下の項目が適用されます。

- ① 退職給付債務及び勤務費用の計算方法
- ② 複数事業主制度の取扱いの見直し

ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首から適用することが実務上困難な場合には、次の事項を注記することを条件に平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首から適用することが認められています。

- ・適用していない旨（四半期及び年度末）
- ・適用していない理由（四半期及び年度末）
- ・適用した場合の退職給付債務の概算額（年度末のみ）

なお、平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首から適用することも認められます（改正基準第 35 項）。

(2012/10/12 号より)